

令和6年2月28日(水)

開会 (9:57)

○坂上隆夫委員長

開会宣言。出席委員が9名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された案件は、「条例の一部を改正する条例」4件、「総合整備計画の変更」3件、「請願」1件の計8件である。

議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつをお願いしたい。

○高橋副市長

おはようございます。今月も半ばくらいは非常に暖かい天候が続いていたが、ここ1週間くらいまた寒い日が続いている。寒暖の差が激しいので、体調の管理に気を付けなければと考えている。来年度予算の大きな金額を費やしている中条小学校の改築工事についてであるが、ご存じのとおり地盤改良等は終わって、今、基礎工事に取り掛かっているところである。今年度末の進捗状況は20%を見込んでおり、今年の10月くらいで進捗率が50%になる見込みである。来年、令和7年の7月完成を目指して今、順調に工事が進んでいる状況である。仮校舎等でやや使いづらさ等があるかと思うが、素晴らしい校舎になるように工事を進めて行きたいと考えているのでご理解のほどお願いします。本日は議案が7件と請願1件となっているが、審議をよろしくお願いしたい。

議第16号 胎内市行政組織条例の一部を改正する条例

須貝総務課長説明

本件は、新たに導入される「森林環境税」を税務課の事務分掌に加えるほか、福祉介護課の事務分掌について、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業の実施に係る事務を加えるとともに、地域包括支援センターみらいの業務の一部を民間委託することに伴い、当該業務を条例から削除するものである。

質疑

○渡辺秀敏委員

森林環境税について、住民税に一人1,000円ずつ付加する形だと思うがそれでいいのか。

○増子税務課長

住民税に1,000円追加して納入してもらうものである。

○渡辺秀敏委員

住民税非課税世帯についての扱いはどうなるのか。

○増子税務課長

非課税世帯については、納税はしないと考えている。

○天木義人委員

住民税一人当たりですが、胎内市では何人くらいが対象になるのか。それと過去5年間で森林税が入った額とどのように活用されていたのか。

○増子税務課長

森林税については、次年度からの徴収となり、1人当たり1,000円である。人数については、後ほど回答させていただきます。(後ほど回答有り) 今まで入った森林税については、あくまでも6年度からになるので、その金額はまだ徴収していない。

○天木義人委員

徴収は今年からだが、19年から国から補助金があると思う。基金で330万円あるが、幾らがあるのかどのように活用されていたか聞いたかった。

○佐藤農林水産課長

これまでの使途ですが、森林の間伐或いは市単独の松くい事業等に充てているし、これまでの森林環境の部分については、今手持ち資料ないので整い次第答弁させていただきたいと思う。

○坂上隆夫委員長

天木委員の答弁があるが、採決していいか。

(はい)

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 18 号 胎内市減債基金条例の一部を改正する条例

藤川財政課長説明

これは、今年度の国の補正予算措置として、令和 6 年度及び令和 7 年度に支払う臨時財政対策債の元利償還金に対する普通交付税の一部が、前倒しして交付されたため、一旦これを減債基金に積み立てつつ、適宜、償還時期に合わせて本基金を取り崩すことができるよう、処分に関する規定を整備するとともに、文言を整理するものである。

別冊の新旧対照表 7 ページであるが、第 6 条第 2 号中「市債の」の次に「償還の」を加え、第 3 号として「国の地方財源対策に伴って起こした臨時財政対策債等の特定の市債の償還の財源に充てるとき。」を加えるものである。

質疑

○増子達也委員

減債基金を積む予定だと思うが、現在の残高と臨時財政対策債の借入残高が分かれば教えてください。

○藤川財政課長

減債基金の残高は、この積立てを加えた令和 5 年度末残として約 1 億 9 千万円である。臨時財政対策債の残高は、今年度末の見込みで 55 億 2 千 93 万 3 千円を見込んでいる。

○増子達也委員

減債基金の積立残高が、令和5年度末で1.9億円くらいだが。すみません、勉強不足で教えてほしいのだが。どれぐらいが妥当な金額になるのか。今現在足りているのか伺う。

○藤川財政課長

減債基金の状況を説明したが、特段規定というか、これくらい積み立てなさいという国・県等からの指示は特段ないのでそのような状況になっている。現在、当市の状況を申し上げると、4年度末決算の状況では、一人当たり5,333円で県内20市の中で13番目程度という状況である。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第24号 胎内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

須貝総務課長説明

本件は、官民給与の格差是正のためになされた人事院勧告の趣旨を踏まえ、先の定例会にて「胎内市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」が議決されたことに伴い、会計年度任用職員の給与に関しても同様に給料表を改正するほか、勤勉手当の支給を可能とするための改正を行うものである。

なお、勤勉手当の支給月数は、基本年1.0月で、施行期日は令和6年4月1日で提案します。

質疑

○丸山孝博委員

この条例改正のことで聞きたいが、会計年度任用職員は、全体で何人で、そのうちこの条

例に該当する人数は何人か。

○須貝総務課長

令和6年度予算ベースで考えているのが、会計年度任用職員363名を見込んでいる。条例に係るものでは、本条例を直接給料表を適用するところでお答えさせていただくと、勤勉手当については158人になる。先ほど363人と申したが、そのうちフルタイムが14名でパートタイムの30時間以上が144名である。給料表は全員対象で363人となる。

○丸山孝博委員

363人中158人。その158人もフルタイムとパートの30時間以上で、今回の条例改正で該当する人しない人と差が出るのは勤務時間が30時間以上と以下との差でいいのか。

○須貝総務課長

そのとおりです。勤勉手当の支給は、30時間で線を引いている。

○丸山孝博委員

これは期末手当と同じ条件になるが、前回一般質問したが、総務省の会計年度任用の制度の導入等に向けた事務処理マニュアルでは、パートタイムの会計年度任用職員の期末手当は、週15.5にきなさいと。その分もきちんと手当を出しますとあって、新潟県内では12の自治体を実施している。胎内市も30時間以下だから手当を出さないことに対し、もう少し手厚く対応することについて、今後検討していただきたいと思うが、今のところどのように考えているのか。

○須貝総務課長

現在週30時間で線を引いているところだが、会計年度任用職員は、定型的、補助的な業務に従事していることが挙げられるし、近隣自治体の水準、15.5時間以上としているところもあるが、多くは30時間で線を引いているところもある。正規職員との均衡で現在30時間以上としている。こちらも今後県内の市町村の動向で国のマニュアルどおりに実施する自治体も増えてくるのかもしれない。そのあたりは、常にアンテナを立てて動向を見定めながら対応する。将来的にも30時間をOKにするだけでなく、柔軟に検討をしていきたいと考えている。

○丸山孝博委員

もう一つ提案理由の説明で、「官民給与の格差是正のためになされた人事院勧告の趣旨を踏まえた胎内市職員の給与に関する条例の改正に準じ、会計年度任用職員の給料表においても同様の改正を行うほか、」。行うほかとあるが、勤勉手当を他にも改正することがあって、それは官民の給与の格差是正ということで、遡及措置も会計年度任用職員に遡及すると解釈していいのか。

○須貝総務課長

会計年度任用職員については、遡及適用は現在考えていない。正規職員には、先回の条例改正により遡及適用の旨議決をいただいたが、今回提案する会計年度任用職員については、6年4月1日からの給与改正ということで遡及適用までは考えていない。県内の状況を確認したが、確かに5年の4月まで遡って遡及適用する市は3市あった。また、我々と同様に4月から給与改定するが遡及適用をしないところが20市中15市あった。これについても現在は遡及適用を考えていないが、将来的に15市がどのように動くか先ほどと同じように動向を見定めて今後検討していくことになると思う。

○増子達也委員

会計年度任用職員が全部で363名だが、1級2級の割合と。ほとんど1級なのか。号給はどれくらいで、一番多いところはどのあたりか。

○須貝総務課長

給料表にある1級・2級だが、保育士については、1級に格付けしている。フルタイムの保育士が14名いてそのすべてが1級に該当する。保育士については、1-17号給からスタートして1年間に3号級ずつ昇給して6年間になるので、その号給に合わせたところにすべてフルタイムの職員は張り付いている。それ以外で、技能労務職の給料表を適用するのは、規則で定めることになっている。主に学校の介助員は、技能労務職の給料表を適用することでご理解いただきたい。

○天木義人委員

この改定により、いくらくらい増額になるのか。

○須貝総務課長

給料表の改定により3,300万円ほど増額になる。勤勉手当の影響としては、約1,600万円

増額になる。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 25 号 胎内市監査委員条例等の一部を改正する条例

須貝総務課長説明

本件は、地方自治法の一部改正により、各条例で引用する同法の条項に移動があったことに伴い、規定の整理を行うものである。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 29 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

南波総合政策課長説明

現在、令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 か年の計画に基づき公共的施設の整備を進めている下赤谷及びその東側の 16 行政区をその区域としている黒川東部辺地について、事業費の増額があったことから計画の変更について、議会の議決を求めるものである。

変更の内容については、63ページ。新たに2つの事業を追加して4つの事業において、事業内容の精査に基づきそれぞれの事業費の増額を行うものである。かっこ書きが変更後の金額になっている。内容については、1番の市道宮久外郭線道路改良事業については、施工延長の増に伴う増額。3番の市道南俣村中2号線道路改良事業と4番の市道持倉・黒俣線道路改良事業については、舗装の打ち換えを行うもの。5番の除雪機械購入事業については、価格の上昇などの影響による増額。10番の夏井・坪穴・川合地区経営体育成基盤整備事業については、計画期間におけるほ場整備実施区域の追加に伴う増額。14番の胎内スキー場改修事業については、ゲレンデ改修等に必要な工事費の増額である。事業費の総額としては2億850万円の増で、辺地対策事業債の予定額については、2億780万円の増額となっている。

質疑

○天木義人委員

3か年計画で変更あったが、今まで2か年の工事高と今年行う工事高は、どのような割合になっているのか。

○南波総合政策課長

おおよそになるが、令和4年度がおおよそ5億円、令和5年度がおおよそ6億5千万円程度、令和6年が、3億7千万円程度である。

○八幡元弘委員

令和4年からなのに新規が出てくるのはどうしてか。単純に考えれば、3か年計画をはじめに立てるのに、最後の年度に新規の事業が出てくるのはどのような事情、仕組みなのか。

○南波総合政策課長

もともと色々な計画はあるが、今回道路工事が2つ新たに追加されている。辺地を財源としてもともと工事計画があったとして、実際その工事を行うために計画をしたときに、どうしても財源、事業費、費用がかかってしまうので、辺地に対応できるものは辺地に対応しよう。そのようなところがあり、新たに整備をするので。舗装が実際悪くなって、新たに舗装をすることになったところで、辺地の区域なので、辺地を当てて工事をするものである。

○八幡元弘委員

それは財源がはじめなくてせつかくだからやる形だと思うが、財源のめどがついたからそ

ここに組み入れた形なのか。

○南波総合政策課長

舗装が悪くなってきたので舗装の打ち換えをやらなければならないというところで、せっかく使えるのでそれを当てるものである。

○増子達也委員

3か年計画で令和4年度、5年度、6年度それぞれ5億、6億、3.7億とあるが、18項目の中ですでに工事が終わっているもの等もあるのか。

○南波総合政策課長

多くは終わっている。全体で見ると6年度が少なくなっている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

南波総合政策課長説明

現在、令和4年度から令和6年度までの3か年の計画に基づき公共的施設の整備を進めている村松浜、中村浜、笹口浜をその区域としている築地西部辺地について、事業費の増額があったことから計画の変更について、議会の議決を求めるものである。変更の内容については、66ページ。4番の市道中村浜バイパス線道路新設事業については、計画時点の設計より現場の条件が悪かったところで、追加で必要となった工事費を増額するものである。事業費の総額としては、2,010万円の増額で、辺地対策事業債の予定額については、2,000万円の増額となっている。

質疑

○丸山孝博委員

今の中村浜バイパス線の変更について、現場の条件が悪いとは具体的にどのようなことか。

○南波総合政策課長

工事をするにあたり、そこにある土を再利用、転用で使う予定が、予定よりも強度が弱いために購入土に変更するものである。

○丸山孝博委員

今、この道路の進捗率はどのくらいか。

○羽田野地域整備課長

総延長で 550 メートルのところ令和 5 年度については、施工延長としては 420 メートルである。内容については、道路の側溝など排水構造物等を施工しており、それに伴う路体路床、道路の本体の部分についてこれから工事をする事になっている。すみません、進捗率としてパーセントでの把握はしていません。来年度全体の付帯工事などを行い完成の見込みになっている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 31 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

南波総合政策課長説明

現在、令和 5 年度と 6 年度の 2 か年の計画に基づき公共的施設の整備を進めている荒井浜及び桃崎浜をその区域としている乙西部辺地について、事業費の増額があったことから計画の変更について、議会の議決を求めるものである。変更の内容については、69 ページ。1 番の荒井浜地内防火水槽設置事業については、施工箇所の追加、増加による増額である。事

業費の総額としては、1,450万円の増額となり、辺地対策事業債の予定額については、1,440万円の増となっている。

質疑

○天木義人委員

荒井浜の防火水槽だが、施設の増設になるが、最初と今とどのような格好で増設になるのか。

○須貝総務課長

現在、消防水利基準を満たしていないところがこの荒井浜だけになる。防火水槽の増設といますか、当初令和5年度に実施する箇所が1か所設置するということだが、もう1か所消防水利基準を満たしていない場所があるので、その1か所を令和6年度に実施したいというところで本提案の辺地債に充当したく提案するものである。

○天木義人委員

最初の計画に入っていなかった。それを後で追加となると最初からその計画はなかったのか。間に合わせでやるような感じが出てきたと思うが、最初から満たすように今回これやる、次年度これやるという計画性がないのではないかと思うがどうか。

○須貝総務課長

消防水利基準を満たしていない箇所はほかにもあったが、それは消火栓を設置する形で計画的に進んできた。この防火水槽については、金額もかなりかかるので、まずは令和5年度に1個設置して、その後財政状況を見ながら、それを令和6年度にするか令和7年度にするかは考えどころだった。このたび令和6年度に実施することで当初予算にも計上し、こちらの辺地計画の変更ということで提案しているものである。

○丸山孝博委員

今の防火水槽2か所の規模は何トンくらいか。

○須貝総務課長

1つ40トンの防火水槽設置を計画している。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

○増子税務課長

森林環境税の徴収の対象人数は、おおむね1万4千人を見込んでいる。

○佐藤農林水産課長

先ほど天木委員からの保留をさせていただいた森林環境税のことについてです。この制度については、令和元年度から開始となっており、令和元年度では356万円、令和2年度については756万6千円、令和3年度については750万1千円、令和4年度については927万8千円で、この4年間合計すると2,790万5千円となる。

(執行部退席 10 : 44)

請願第1号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出 について

請願趣旨説明：日本国民救援会新潟県本部 会長 星野光弘（紹介議員：丸山孝博議員）

おはようございます。本日は貴重なお時間をいただきまして大変ありがとうございます。

(資料読み上げ)

質疑

○薄田智委員

今の話を伺い一つだけわからない部分があったのでお聞きしますが、2番目の再審開始決

定に対する検察の不服申立てをなくすという話だが、今までの法律の中で何かあったからこの不服申し立てがあったと思う。なんでこの部分ではあったのかということ伺います。

○星野光弘会長

短い時間だったので細かいところ省かしてもらったことの一つがそこにあったかと思うが、私の陳述の中でも申し上げたように、この再審制度に関わる規定が19か条しか刑事訴訟法の中になく、それが大正時代のものであるから戦後の現憲法に基づく裁判制度、三審制度を民主的に運営をしていくうえで、なんなのか。その時代時代の反映がそのまま残っていて、検察当局の特権が再審の規定が一応あるが中身は全く被疑者、被告に対しての配慮がされない規定のままで残っている、一方で特権が認められている。現代的な到達に立って再審制度そのものの見直しとルール化、これをしっかりさせる必要があるというのが多くの弁護士、日弁連などの皆さんの中心的な考えになっている。これは非常に合理的なことではないかと思っている。

○渡辺秀敏委員

趣旨に関してはこのとおり私も賛成するものである。今ほど薄田委員も言ったが、一方的に検察側からの不服申立てを禁止する。これに関しては検察側にもそれなりの理由があるかと思うので、不服申立てを全面的に禁止することはどうかと感じる。

○八幡元弘委員

日弁連の中心的な考え方といったが、それはどのような根拠か。

○星野光弘会長

ありがとうございました。今2人の委員さんからお話がありました。趣旨には賛成だけでも、どうして不服申し立ての禁止なのかという問題が一つだったと思う。これは、少し中身でも話したが三審制度で地裁があって、検察側も被告側も不十分であれば抗告を高裁にする。そしてそれが不服であれば最高裁に。最高裁で決定されると裁判としては確定だが、新しい証拠を被告の側が見つけて、それで再審を求める権利が発生する。ものすごく手間と時間がかかる。三審制度で終わって、さらに被告側から再審を求めて新しい証拠が提示されて、それで再審が認められたことになれば、そこで改めて検察に特別抗告の特権を与えなくても、再審の裁判があったら改めてお互いの主張をぶつけ合う裁判をやり直せばいい。社会的にみると当たり前のルールを再審のやり直しの裁判の場合にも適用するというのが一番合理的ではないかということが国会議員の皆さんのアンケートの回答の中で、156名の方が賛成されている。そのうちの多くの方がそのことを認められている。3つの項目を要請する私共の

請願の中心趣旨は、私共の団体が勝手に言っているのではなくて、皆様のお手元にパンフレットも届いている。全国の私共も含めた運動体と弁護士の皆さまで議論を整理したパンフレットになっているが、多くの国会議員の皆さまも新しい再審制度がないので、今の刑事訴訟法を改正して再審法を充実させてそのルールをしっかりと作ることが必要ではないか、という趣旨で出されているとされていて、権力を握っている検察と対峙をしてというよりも、もっと一般的に民主主義のルールを今の到達点に立って刑事訴訟法にも整備、適応する。それを再審法として確立してもらうことが当たり前のことなのかということが中心的な趣旨になるのではないかとされていて、何か特別に検察当局をいじめるとかいうことでやられているお願いではないということ私共として考えている。

○八幡元弘委員

日弁連の中心的な考え方といったが、根拠はどこでか。

○星野光弘会長

それは、皆さまのお手元にお渡ししたパンフレットや私共の請願趣旨でも触れてあるつもりなので、詳しくは申し上げなかったが、日本弁護士連合会だからいろいろな先生方の集まりである。そしてそれぞれのプロの皆さんの集まりである。だからいろいろな問題があるが、日弁連が団体としてまとまって意思表示をするのはそんなに多い機会ではない。そのため政治の運動と違い、「これは政治的に見ていかん」と言うレベルの問題ではなく、それぞれの弁護士法に基づく弁護士の集まりの中の一致点がどこにあるかといってまとめたのが、3つの要求である。それに基づき私共も現場の運動と照らし合わせて賛同し、その一翼を担って運動している。請願趣旨の3点は日弁連の皆さんの弁護士会としての中心的な願いであるにご理解いただければありがたい。

○増子達也委員

その3点のうち、1点の「最新のためのすべての証拠を開示すること」とあるが、これは再審のためということか。それとも再審時にということか。

○星野光弘会長

袴田事件の中でもいくつか具体的な例で申し上げたが、600件からの証拠が開示されたのは、常に証拠を出してくれと三審制度のもとで一貫して当然被告側は検察が手持ちの証拠資料を出すよう要求していても通っていない。それはどこで通るかということ、それぞれの三審制度の下での裁判長の判断である。今は、事件ごとに裁判長と検察と弁護士の3者協議が、裁判をどう進めるかすべての事件で丁寧にやられていて、その中で裁判長が、多くのところ

はそうだが、袴田事件で言えば5つの衣類そのものがでっち上げだと証明する根拠は何かというと、その証拠が開示されたが、それはものすごくでたらめだ。例えばプロボクサーで重たいクラスのボクサーだった袴田さんの体がかっちりしているのに、出された味噌漬けジーンズが体を通らないようなものが証拠に出された。味噌漬けにしたのが血液だというが、弁護団が専門家に血液反応を調べてもらったが反応がなかった。運動上でこれはおかしいから証拠を開示してもらいたいという長いやり取りの中で、裁判長が600件を開示せよと命令が出て、開示された中にその問題がぴたりと合った。そのことから再審決定がされ裁判が始まっている。そのような意味で言うと結局証拠の開示は、一般刑事事件では法的にある。再審制度の中には大正時代のままなのでない。そのようなものを今風にきちんと制度的に確立をしたら。裁判の証拠は、警察が調べて検察に上がり、検察が調べその中で有罪にすることは可能な事件に関し、有罪に立件するための証拠だけを表に出してくる。そしてその上に自供だけを受理すること等が重なり、古い裁判形態が残っているのが冤罪になっている。警察が持っている証拠を開示することに検察側に不利益もない。全く分からなかった被告弁護団側は、その証拠を見てひどい捏造だ。でっち上げだ。新しい裁判の組み立てができてきている。冒頭申し上げたいいくつかの重大事件、判決がだいたい無期懲役の裁判だったが、これの中に共通しているので、証拠の開示が重要ではないか。今の弁護団、日弁連を含め中心的に改正を求める要求になっている。

○増子達也委員

私が聞きたかったのは、再審のための証拠の開示なのか。それとも再審されてからの証拠の開示なのか。それとも両方なのか。これだけを見ると再審のため。新証拠が出た時に、前で証拠は確認しているわけなのに、それでもなお出してほしいということなのか。それとも再審決定してから周りの証拠も出してほしいのか。

○星野光弘会長

ありがとうございます。今まさに中心的ないいお話を聞かせていただきました。裁判の中で、今ほど申し上げたが、検察側からすれば自分たちの有罪などの判決を維持するために必要な証拠をそろえている。従って証拠を開示することは、一般の刑事事件であるが、この間問題になっているような事件の中にはそれがないから、開示させることは相当手間のかかる仕事。例えば、今日の陳述の中で言うと、東住吉事件、大阪に事件があったが、火事になり娘が亡くなった。亡くなったのは、母親が火をつけて殺したからだ。

○増子達也委員

再審について、再審のためのものなのか。それともそうではないものなのかだけ簡単にお願ひします。

○星野光弘会長

これは、再審に限らず基本的には再審法のための手続き・ルールの中に今回1番目に証拠開示を提示している。これは再審開示のためのという意味で提供している。請願の趣旨の中心項目の一つとしてある。

○増子達也委員

再審のためのものということだが、裁判で証拠は全部示されている。再審のためにさらにまた裁判時に示された証拠を見なければいけないという理由はどのようなところにあるのか。

○星野光弘会長

これも非常に重要な問題だが、常に裁判だから証拠が全面的に開示されていると思っている。一般刑事事件の場合はその規定がある。ところが、再審裁判になるとその証拠の開示の規定がなくなる。今入っていない。そこが一般刑事事件と再審の上での証拠開示が全く別の質を持っている。再審制度でもきちんと開示をしてください。入っているのは、なぜそれをくどくこだわるかということ、再審の時にもう1回裁判をやり直したときに、弁護団側がどのような裁判の手法を使えるかということ、再審を認めてもらう裁判で新証拠を提示しない限り認められない。火事の例を出したのは、大掛かりに火事の専門家の学者などから全部知恵を借り、実際火をつけて燃やして、その結果を科学的な検証をして、それを新証拠として東住吉事件の再審決定の力になった。弁護団側が自ら証拠を集めた。そして検察側が持っている証拠を出させ、照らし合わせ、裁判で検討したら被告弁護団側が新たに証明したもののほうが正当性があると認知され、認定され無罪になっている。このような経過があるから再審制度をルール化・整備する中でこの問題は非常に重要とのことから中心課題になっている。

○渡辺秀敏委員

何度も言うようであるが、反対しているわけではないが。この3番「再審における手続きを整備すること」を求めているが、この「手続きを整備する」という言葉そのものがすごく漠然としている。例えば、6番に出てくる「刑事訴訟法の再審規定の改正を行うことを求める」とあるが、内容的にはそういうことだと思うが、なぜあえて3番の文言が「再審における手続きを整備すること」と抽象的な表現になっているのか。

○星野光弘会長

直近の袴田事件の中でも申し上げたが、死刑判決がされて死刑官房に入れられて47年間。

この間にずっと何回も再審請求をしてきた。ところが、再審請求をするための根拠が刑事訴訟法の 19 条しかない。そこで再審を認めさせること自身に手続き上べらぼうに労力がかかり、そして検察側も自分たちで有罪に持ち込んだものを、さらに再裁判ということは許せないことからそれ以上の証拠も出さない。ルール化という整備は、再審が決まったら直ちに再審裁判をはじめて早く結論を出す。という当たり前のことをルール化する。そのような整備をしてほしいという趣旨で、今の刑事訴訟法の 19 条の中だけでは、現在実際に再審になっても引き延ばしになっていて実際の裁判が進まない。それでも少し進むようになってきた。具体化されたのが裁判の進行を早めるための関係者の 3 者協議があり、それが刑事裁判ではルール化された。その話し合いで少しでも早めに裁判を進行させる努力をされているようであるが、その根拠法がないので、その根拠法を作って整備してほしい。ルール化してほしいということにつながっていると思っている。

○渡辺秀敏委員

根拠法とのことだが、そうすると刑事訴訟法の改正という意味ではなく、別に根拠となる法律を制定した方がいいという考えか。それを含めて再審における手続きの整備という 2 つの側面と考えていいか。根拠法と刑事訴訟法の改正と。

○星野光弘会長

それは主に今の再審法における手続きの整備・ルール化は、実践的な課題としてなっている。しかし、この間のいろいろな裁判の経過を整理してみると、やはり再審制度そのものを法律的に再審法がないので、再審法として確立をしてルール・整備化することは当然中に入るが、この 3 つの要求の中で主に言っていることは、まだそこまで踏み込んでいなくて、議論の結果として、おそらくそうなるであろう。私共は、そうなることを望んでいる。あえて再審法を作る事よりも再審法における手続きを整備してほしい。刑事訴訟法の現在の中身の整備とルールということが中心的な要求である。これが全体に整うと、例えば、地方議会で全国的に圧倒的な多数の議会で請願として通るといった局面が作れると、今テレビで話題になっているが、サラ金業者に対し過払い利息が戻ってくるサラ金法改正の力になったのは、地方議会での圧倒的な多数の議会在が求めたことから始まっていた。それと同じようにこの問題も再審法という規定の実に不十分なものは、法律の改正の下でのルール化も当然だという世論につながっていく。一方的な考え方を主張して、対立を鮮明にしてがんばるよりも、国民的な多数の意見が反映されるような法整備をかけるときに、日本の人権、民主主義を考えたうえで一つ大きなポイントになるという気持ちがある。一方的にこれまでの法はだめだからこのところが不十分だという言い方ではなく、もっと現代的に到達をしたルールに基づき整備、整理をかけることをはじめたらどうかという中心的なことがあると思いついて組んでいる。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、採択すべきと決定。

(請願者退席 11:24)

○坂上隆夫委員長

今ほど採択した請願書は意見書の提出を求めるもので、議会運営に関する申し合わせ事項により議員発議とすることになっている。議員発議について諮るが、副委員長の笥 智也議員の名前があがっているので、発議者は笥 智也副委員長にお願いします。

○笥 智也副委員長

はい。

○坂上隆夫委員長

請願第1号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の提出については、意見書として笥 智也副委員長ほか賛同議員の発議とすることと決定する。

それでは、皆様には賛同議員として署名願う。

以上で総務文教常任委員会を閉会する。

閉会(11:25)